

令和8年度 京都市立二条中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にすること」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

(3) いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

(4) いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2. 基本的施策

いじめは「ない」という概念を捨て、いじめが起こることは必ず「ある」という考えに立ち、いじめを起こさない（未然防止）、起こった時の素早い対応（具体的に機能する対応マニュアル）、事後指導と振り返り（事実関係の解明と原因の追究を行い、そこから出てきた課題をもとに、今までの指導方針の見直しを実施）、さらに、被害を受けた生徒のメンタルケア、及び加害生徒を含む全校生徒への丁寧な個別・全体指導を行う。

(1) 学校におけるいじめ防止

① 全教職員へのいじめ防止に対する基本的な考え方の共有と徹底

- ・生徒指導における自己指導力の育成をねらいとして、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識することが、いじめ防止につながることを職員会議や研修などで研鑽していく。
- ・学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を定める。（別紙1参照）
- ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

② 授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。今年度も、学ぶ意欲を大切にした教育活動を推進し、学習内容や学習形態（協同学習）を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的な学習規律の確立に努める。
- ・生徒指導の実践上の4つの視点（①自己存在感の感受②共感的な人間関係の育成③自己決定の場の提供④安全・安心な風土の醸成）を常に念頭に置きながら授業づくりに務める。具体的には、生徒の独自性や個別性、そして主体性を大切に、人間的な触れ合いを大事に指導にあたる。

③ 道徳教育の充実

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業カリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止等の基礎となり道徳的資質を培うための道徳の授業を実施していく。

④ 人権教育の充実

自分を大切にするとともに、仲間をも大切にすることを指導を行う。（自他の人権や生命の尊重）また、すべての子どもが相手のよさを見つけようと努め、互いに協力し合い、絆を強め（仲間づくり）、自分の力を学級全体のために役立てようとする態度を身につける指導を推進する。

⑤ 体験活動の充実

職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間・特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑥ 生徒が自主的に行う活動の支援

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

京都市中学校生徒会議のテーマやまとめを様々な機会を通して、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動・実践できる力を育てる。そのために生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し、推進できるように指導する。

⑦ 生徒への啓発

生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。また、いじめのない安心して通える二条中を創るための取組の充実を図る。

⑧ 保護者への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 日常の児童生徒に関する情報共有

休み時間や昼休み、放課後などの機会に、生徒の様子に目を配り、生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、日々些細なことから教職員間で情報交換をする。担任を中心として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係などを把握し情報共有する。

② 教育相談の実施

春（5月頃）と秋（11月頃）に、教育相談アンケートをもとにして個別に二者懇談を行う。

③ いじめに関するアンケート・クラスマネジメントシートなどを複数回実施

生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり、早期の支援・指導を行う。

④ 日常の生徒観察や臨時の教育相談

学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。

3. いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

[実施予定] 週1回 *緊急に対応を要する場合は、この限りではない

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年生主任 養護教諭 総合育成支援教育主任 SC

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・定期的な未然防止対策、早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に指導・支援を行う。
- ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断せず、情報と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[組織全体の役割]

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施計画の策定、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発（主に学校長・教頭・生徒指導主事）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取（主に学校長・教頭）
- ・個人面談や相談の進捗状況の把握、及びその集計（主に教育相談主任）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

[組織全体の行動計画]

- ・生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を中心に情報共有を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。
- ・年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

生徒指導委員会

[実施予定] 月1回

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年生主任 養護教諭 総合育成支援教育主任 SC

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす

- ・問題行動に対する未然防止策・早期発見策を勘案・検討し推進する
- ・問題行動を起こした生徒への指導・支援を検討し実践する
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

(2) いじめに対する措置

- ・初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの周知）、解決に向けた取り組みを行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又

は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

- ・重大事態については、「いじめ防止対策推進法第28条」において、次のとおり定義されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

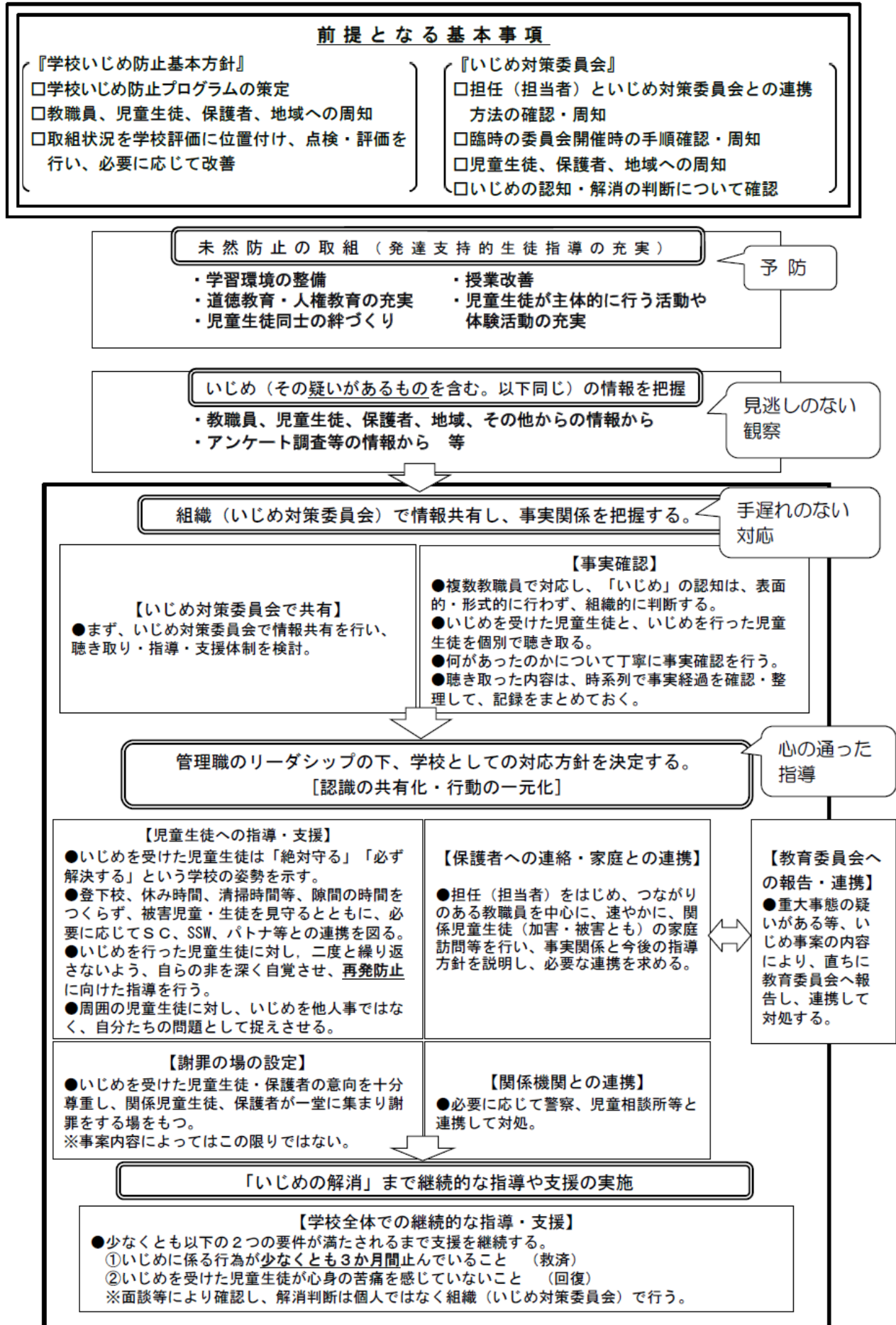
また、重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持ち込みと使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

(個人情報の取扱い) *京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



予防

見逃しのない観察

手遅れのない対応

心の通った指導

【教育委員会への報告・連携】
●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめ防止基本方針」の共有 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 →いじめ対策委員会の周知 ・授業参観 ・新入生保護者懇談会週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会② 「気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話 【2年】チャレンジ体験 【3年】修学旅行	・教育相談アンケートの実施、と共有 ・教育相談の実施①	・PTA 総会 ・学校運営協議会① ・休日参観 ・学年懇談会 ・（道徳公開授業）
6	◇いじめ対策委員会③ 「教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・小中連携授業参観① ・生徒総会	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・携帯教室（1年） ・非行防止教室（2年） ・薬物乱用防止教室（3年） ・学年集会	・クラスマネジメントシートの活用	・三者懇談会 ・学校評価の実施
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	・生徒会リーダー講習会 ・SANKON	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・学校祭に向けての取組 ・学校祭（体育の部）		

10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭（学習発表の部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会② ・進路保護者会 ・入学説明会
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」</p> <p>◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の4視点を生かす）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中児童生徒会交流会 ・小中連携授業参観② 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケートの実施と共有② ・教育相談の実施②（3年進路相談） 	
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会 ・学校評価の実施
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクール 		
2	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」</p> <p>◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・家庭地域教育講座 ・学校運営協議会③
3	<p>◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」</p> <p>◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
 - ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
 - ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談」
 - ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」
 - ・ 「校内生徒指導研修」
 - ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。
事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。